

桑名市営駐車場条例施行規則をここに公布する。

令和5年10月6日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第49号

桑名市営駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市営駐車場条例（令和5年桑名市条例第25号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 駐車場を利用しようとする者は、駐車場の入口において駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場の利用を終えた者は、駐車場の出口において、自動料金精算機に駐車券を挿入し、駐車時間に応じた料金を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条の規定により定期駐車券の交付を受けているものは、駐車場の入口及び出口において、自動料金精算機に定期駐車券を挿入することで、駐車場を利用することができる。

(定期駐車券)

第3条 定期駐車券の交付を受けようとする者は、市営駐車場定期利用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用者の決定等)

第4条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、駐車場の定期利用を承認する。ただし、募集する駐車台数を超える利用申込があった場合は、抽選を行い利用者を決定し、承認する。

2 市長は、前項の規定に基づき駐車場の利用を承認した場合は、定期駐車券を利用者に交付する。

(承認期間)

第5条 承認期間は、毎年4月1日から1年間とする。ただし、年度の途中で新たに承認した場合は、当該承認日から同日以後における最初の3月31日までとする。

2 前項に規定する期間が満了する1月前までに利用者から第7条第1項に規定する定期利用の中止の届出がない場合は、自動的に承認期間を1年間延長し、以降も同様とする。

(利用承認の変更)

第6条 利用者は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに市営駐車場定期利用変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(定期利用の中止)

第7条 利用者は、定期利用を中止しようとするときは、中止する日の属する月までの料金を納付の上、市営駐車場定期利用中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により定期利用を中止したときは、速やかに交付を受けている定期駐車券を市長に返還しなければならない。

(料金の徴収)

第8条 定期駐車券の交付を受けている者が定期利用を開始した月の翌月以降も定期利用を継続する場合は、定期利用する月（定期利用を開始した月を除く。以下「利用月」という。）の料金を利用月の前月末日までに納付しなければならない。この場合において、料金の納付があったときに定期券の交付をしたものとみなす。

(料金の免除)

第9条 条例第8条の規定による料金の免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1号及び第2号に掲げる自動車
- (2) 法令の定めるところにより駐車場の監督又は検査のために使用する自動車
- (3) 駐車場に係る電気の工事等のために使用する自動車
- (4) 桑名市大山田コミュニティプラザ、桑名市大山田地区市民センター（桑名市大山田まちづくり拠点施設を含む。）、桑名市消防本部又は桑名市消防署大山田分署に用務のため桑名市大山田コミュニティプラザ駐車場を使用する自動車

(料金の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定により駐車場の全部の使用を休止し、又は廃止したときは、請求に基づきその事由が生じた日以後定期駐車券の使用可能残日数に相当する額を還付する。

2 前項に定めるもののほか、料金を還付すべき特別の理由が生じた場合における料金の還付については、その都度市長が定める。

3 料金の還付を受けようとする者は、市営駐車場定期利用料金還付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

(遵守事項)

第11条 駐車場を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車位置、駐車場内の交通規制等について管理者の指示に従うこと。

(2) 駐車中の自動車はエンジンを停止すること。

(3) 積載物等の盗難予防措置を確実に行うこと。

(4) 駐車場内に物品その他のものを置かないこと。

(5) 自動車を入場又は出場させるときを除き、みだりに駐車場内に立ち入らないこと。

(6) 前各号のほか、駐車場の管理上必要なものとして別に市長が定める事項

(定期利用承認の取消し)

第12条 市長は、利用者が条例又はこの規則の規定に違反したときは、定期利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により定期利用の承認を取り消したときは、市営駐車場定期利用承認取消通知書（様式第5号）により利用者に通知するとともに、定期駐車券の返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 定期駐車券の交付申請等、市営駐車場の定期利用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

市営駐車場定期利用承認申請書

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

市営駐車場を定期利用したいので、桑名市営駐車場条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、利用の承認を受けたときは、承認条件、桑名市営駐車場条例及び同施行規則並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守することを誓約します。

記

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 駐 車 場 名     |                 |
| 自 動 車 の 車 名 |                 |
| 自動車の登録番号    |                 |
| 利 用 期 間     | 年 月 日から 年 月 日まで |

市営駐車場定期利用変更届

年 月 日

（宛先）桑名市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

市営駐車場定期利用承認を受けていた内容について、桑名市営駐車場条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更の期日 年 月 日

3 変更の内容

|       |             |  |
|-------|-------------|--|
| 変 更 前 | 駐 車 場 名     |  |
|       | 自 動 車 の 車 名 |  |
|       | 自動車の登録番号    |  |
| 変 更 後 | 駐 車 場 名     |  |
|       | 自 動 車 の 車 名 |  |
|       | 自動車の登録番号    |  |

市営駐車場定期利用中止届

年 月 日

（宛先）桑名市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

市営駐車場の定期利用を中止したいので、桑名市営駐車場条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|             |        |
|-------------|--------|
| 駐 車 場 名     |        |
| 自 動 車 の 車 名 |        |
| 自動車の登録番号    |        |
| 利用を中止する日    | 年 月 末日 |

※ 交付を受けている定期駐車券は、利用を中止する日以後、速やかに返還してください。

市営駐車場定期利用料金還付請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

既納の定期利用料金について、桑名市営駐車場条例施行規則第10条第 3 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

|     |  |
|-----|--|
| 金 額 |  |
|-----|--|

振込先

|                |                   |                   |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 金融機関           | 銀 行<br>金 庫<br>農 協 | 本 店<br>支 店<br>出張所 |
| 口座種別<br>（○で囲む） | 普 通 ・ 当 座         |                   |
| 口座番号           |                   |                   |
| フリガナ           |                   |                   |
| 口座名義           |                   |                   |

年 月 日

様

桑名市長



市営駐車場定期利用承認取消通知書

桑名市営駐車場条例施行規則第12条の規定により、市営駐車場の定期利用承認を取り消したので通知します。交付を受けている定期駐車券は、速やかに返還して下さい。

記

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 駐 車 場 名                  |       |
| 自 動 車 の 車 名              |       |
| 自 動 車 の 登 録 番 号          |       |
| 定 期 利 用 承 認 の<br>取 消 理 由 |       |
| 定期利用承認の取消日               | 年 月 日 |
| 備 考                      |       |

## 参 考

（制定のあらまし）

消防庁舎等再編整備事業に伴い、桑名市営駐車場条例（令和5年桑名市条例第25号）の施行に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものであります。